

第1回 尼崎市総合計画審議会議事録概要

| | |
|------|--|
| 日時 | 平成 21 年 9 月 2 日 (水) 15:00 ~ 17:40 |
| 場所 | 尼崎市防災センター 3 階会議室 |
| 出席委員 | 赤井委員、赤澤委員、荒木委員、磯田委員、一谷委員、稲垣委員、加藤委員、川中委員、川向委員、北村委員、小柳委員、佐竹委員、澤木委員、白石委員、高濱委員、辻委員、土谷委員、長村委員、西田委員、野山委員、弘本委員、松村委員、安田委員、山本(起)委員、山本(正)委員、吉岡委員 |
| 欠席委員 | 濱名委員、東田委員、久委員、吉田委員 |
| 事務局 | 白井市長、岩田企画財政局長、蟻岡企画財政局参与、有川行政経営推進室長、梅村都市政策課長、御崎調整担当課長、宮原協働企画課長 |

1. 開会

委員委嘱、市長挨拶、委員自己紹介

2. 尼崎市総合計画審議会の設置について

資料 2 「尼崎市総合計画審議会条例」に基づき説明

(委員)

必要に応じて部会をおく事ができるとありますが、これは会長が決めるのでしょうか、この総会に諮ってどういう部会をおくということを決めるのか、部会は会長が指名する委員で組織するということですが、希望する部会に委員が入る事ができるのか、その辺りは条例では書かれておりませんが、どういう事が教えてください。

(事務局)

今後設置されます部会につきましては、部会の設置そのものについてまず審議をしていただきます。そして、その設置された部会に入らせていただく委員につきましては、皆さまざまのご希望を聞く形にさせていただきたいと存じます。後でまた専門部会の設置等ございますが、そちらは後程ご説明させていただきたいと思っております。

3. 会長の互選等

会長互選 (互選により加藤委員を会長に選出)

会長挨拶

会長職務代理者指名 (条例に基づき会長から、会長代理者として久委員を指名)

会議の公開について

(会長)

次に「会議の公開」であります、市民の方に情報を公開していくという観点から、最近の流れと言いますか、当然の事だと考えておりますけれども、形式でありますのでこの審議会で皆さんにご審議いただくという事にしたいと思っております。まずは、事務局のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

(事務局)

資料 2 - 2 をお願いします。本審議会におきましては、本日開催されておりますこの総会と今後たたき台等を審議して頂く部会を予定しておりますが、これらは共に基本的には公開としまして、議事要旨などもインターネットなどを活用して公開していくのが適当でな

いかとは考えております。

つきましては、事務局にて資料2 - 2として傍聴取扱要領案を配布しております。内容は、本市の他の審議会同様の取り扱い基準になっております。ご清覧いただきますようお願い申し上げます。

(会長)

公開と言う事で事務局でも提案されているという事ですけども、いかがでしょうか。

(委員)

今のお話では、この会議は公開していこう、資料も公開していこう、議事録もホームページを通じて公開していこうという事で理解したのですけれども、市議会の方でも同じように議事録を作って、誰が発言したかという事も全てわかるようになっているのですが、議事録は発言者等をどこまで出すような予定なのでしょう。

(事務局)

現在の所、個別のお名前は書かずに、「委員」という表示で考えております。

(委員)

それぞれの立場で出てきているという訳ですから、「委員」という形ではなくて委員名も載せるべきだと提案いたします。

(会長)

この点、皆さまいかがですか。基本的にこの会議そのものは傍聴可能になっていますので、どなたがどういう発言をされたかということはもともとはわかる事にはなるのですが、ただ、インターネットも通じてオープンになっていくと言う事で、皆さま個別にあまり出たくないという方もいらっしゃるのではないかと思います。事務局提案に対しまして今、個別名も出すべきであるご提案がありました。いかがいたしましょうか。

(委員)

私は以前に国民健康保険運営協議会の委員を務めた事があります。その時に議事録の公開を求めました。議事録は非公開でした。非公開でしたが、不服審査請求をして公開されました。公開はされたのですが、その公開された後、委員名が伏せられた形で委員名が消えました。どういう立場の方がどのような発言をされたかがわからない形となりました。非常に分かりにくく、市民の立場として読んだときにも、どのような立場の方がご発言をされているのかが分かりにくいということで、これは是非、責任を持って発言をなさっておられるし、今みなさんのご経歴もお聞きしましたし、強い思いも拝聴させていただきましたので、委員名も明らかにしていただくというのが私は筋だと思います。

あと、今、県において、県立塚口病院と県立尼崎病院の統合再編検討委員会というものがございます。これは委員名が伏せられております。私も議事録を拝見しましたが、委員名が伏せられているという事で非常に議事が分かりにくい、どういうお立場の方のご発言なのかわかりにくく、市民にとっては非常にもどかしい思いをしております。読む側の立場として、委員名も公開していただくほうが、審議の状況もわかりやすいのではないかと、何ら支障はないのではないかと考えております。

(会長)

皆さま、この辺りはいかがでしょうか。私が事務局の提案を代弁するわけではございませんけれども、重要な事はどのような議論が行われたかと言う事で、誰が発言したかではないので、インターネットなどで名前がオープンになるものに関しては恐らく名前は伏せ

て、委員の発言という事にとどめておこうと言う事だったと思うのですけれども。今お二人の委員から、誰がどう発言したのかが重要だという事でありましたが、この辺り皆さんはいかがでしょうか。

(委員)

問題は中身だと思います。逆に、どなたがどの意見をされたから、では、そのどなたがどうなるかという所まで考えていかなければいけませんから、トータルとしてこの審議会ではこのような意見でまとまっていた、その意見の内容がわかれば私はいいと思います。議員は全部公開ですから、このような事には慣れておりますけれども、色々な立場の方がいらっしゃいますから、私は「委員」という形でいいと思います。

(委員)

私は市民懇話会から参加させていただいております。この参加にあたりまして、どういうポジションでどういう役割を果たすのかと会議で諮ってもらいました。その時に皆さんの意見でまとまったのは、一応は個人的な立場で参加するのではあるけれども、懇話会からの出席になるので、懇話会の総意も出してほしいという事になっております。ということで、私が言ったという事で名前になってくると、他の委員さんの立場も出てくるわけで、いかがなものかと思えます。

もう一つ、過去に色々な会議に出席をさせていただき、議事録の中に発言者の名前を出すという事で進んだ事があったのですが、その発言者の方に非常にクレームが出たと言う事もありました。そのため、途中から氏名を削除した経緯があります。その点から申しますと、この会議は皆さん同等の立場で発言されており、合意されていると思いますので「委員」という名称でよいのではないかと、このように私は思います。

(会長)

他にいかがでしょうか。今2つの意見が拮抗しているのですが、いかがいたしましょう。尼崎市の審議会そのものはご提案なされた委員のお名前は伏せて出す、これまでそうされていたということで、事務局からご提案があったという事ですね。と、言う事は、もし、ここで委員の名前を出すということになると、別に横並びでいいというわけではないけれども、ここだけなぜそうするのかという事になるわけですが、どうぞ。

(委員)

特別に不都合な事情がある方がいらっしゃればご意見を聞きたいのですが、そのような方がいらっしゃらないのであれば、今はまさに公開の時代ですから、やはりハッキリさせた方がいいのではないのでしょうか。それに代わる方法はないと思います。しかも、この計画が最上位の行政計画であるとするならば、その意思決定過程を市民に開くということは、審議会の権威を高めると思いますので、新しい時代に対応した審議会であるべきだと思います。

(委員)

名前を公開していただいた方がいいと思います。

(委員)

事務局の方で名前を委員のみにした方がいいという趣旨を教えてくださいませんか。

(会長)

これまで尼崎市がそのような方針でやってこられた理由も含めて教えてください。

(事務局)

まず、委員という名前で議事録を公開する事につきましては、先ほど会長がおっしゃっていただきましたように、基本的には自由な論議をしていただく場であるという理由が1つ、また、団体、あるいは個人という形もありますけれども、さまざまなバックボーンのなかで出てきていただいているという事もありまして、責任等を問われない形が論議を展開していくにはいいのかなと思い、「委員」という形での議事録の公開を考えています。

(委員)

今の趣旨に基づいて言えば、その趣旨について理解できるところがあるというのが1点と、インターネットという完全に不特定多数に公開されるということ言えば、どのような意図を持って議事録が読まれて利用されるかという事が特定されにくい。公開手法のインターネット上は「委員」にしておいて、照会があった時に我々個人が必ずしも個人名を隠し通すという意図がないのであれば、委員名の公開を要求してきた方の趣旨を事務局側で確認していただいて、適宜判断していただくのでいかがかと、個人的には思います。

(会長)

今おっしゃっていただいたのは、とりあえず委員名は伏せておくということによろしいでしょうか。

(委員)

インターネットという公開手法をとっていく上においては、委員という表記のみにしておいて、ただどうしても何かの理由で発言者の特定をしていきたいという事であれば、そういう特定したい方の意図を確認したうえで、事務局で判断して個別に対応すればよいのではないかと思います。

(会長)

本日は他にいくつもこなしていかなければならない議事があり、ここだけに限定するわけにいかないのですけれども、私の個人的な意見を申し上げれば、インターネットはご指摘のように、極端に言えば全世界に情報が回るわけですね。情報の管理の在り方が色々問われていますけれども、議会の先生方は専門家でもいらっしゃいますし、学校から来ている我々も専門家としての発言ですので、責任を持たざるを得ない。一般のみなさんについて言えば、一市民としてのここでの発言になりますので、私自身は色々なタイプの方がここにはいらっしゃいますので、名前をつけてインターネット等で公開するのは避けた方がいいのではないのかというのが私の個人的な意見です。

ただ、今お話がありましたように、公開すべきと言う立場の方がいらっしゃいますので、いかがでしょうか。最初から決を取るのはいかがかと思いますが、挙手を頂いて決定するというのでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の提案通り公開しない形ですすめると言う方挙手頂けますでしょうか。

(25名中、20名挙手)

公開しないということで多くの賛同を得られましたので、事務局の提案通りさせていただきたいと思います。

(傍聴者入室)

会議録署名委員の指名(会長より名簿順に2名を指名。)

4. 諮問

市長から諮問書を手交

(会長)

「総合計画のあり方」と「次期基本計画の策定等」この2つについて諮問をお受けし、まず総合計画のあり方からスタートします。事務局の方でどれくらいの時期までにこれをこなしていくのか、事務局の案を聞かせてください。

(事務局)

「総合計画のあり方」につきましては、今年度平成22年3月を目途に「中間答申」という形で、答申をお願いしたく存じます。その後の「次期総合計画の策定等」につきましては、中間答申の考え方を踏まえて、スケジュールの具体化をして参りたいと存じます。

(会長)

このあたり、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

「総合計画のあり方」について来年3月にするということですね。ということは、「次期総合計画の策定等」に関しましては、それ以降のスケジュール。私たち議員はまた7月にこの委員に選出されるかどうか正直なところわかりません。その場合は委員が変わる可能性があります。その点はご了承ください。

(会長)

了解いたしました。これは制度上のことでございますので、変更もありうるということで皆さまご了解ください。

(委員)

2つ諮問事項があるということですが、「あり方」というのは具体的に何を検討するのでしょうか。例えば、基本構想をもうやめるとかですか、見直すとか、どういったことでしょうか。聞かせてください。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

「総合計画のあり方」についてでございますが、先ほどの諮問の趣旨等にもございましたが、非常に厳しい不透明な社会の中にありまして、この中長期的な計画を作っていくということは非常に難しい状況になっていると思います。そうした背景を踏まえまして、今、委員がおっしゃいましたように、現基本構想等につきましても、これは後程説明をさせていただきますが、市の点検結果を踏まえまして、少し時代に合っていないのではないだろうかという点もございます。そのようなことにつきましても、本審議会で議論して頂いた中で、基本構想あるいは基本計画の年限、あるいは形をご審議いただきたいと考えております。

(委員)

現構想については、抜本的に見直すということはそれなりに理解できます。自己紹介の時に言いましたが、20年前にこの構想に反対した議員の一人でございます。こんな構想がずっと続くことが恥ずかしい。それと「総合計画のあり方」についてということになってきますと、従来の基本計画は10年をスパンにしまして、それを具体的に進行する場合には3年の中期計画を行い、それを裏付ける財政計画とセットになっていた訳ですね。ところ

が、近年、この基本計画の考え方に基づかない尼崎市の行政運営が行われておりまして、私はこれを行政の暴走と言っているのですが、そのことも含めて検討されるのかどうか。基本計画は基本計画、行政の各論については基本計画に関係なく勝手に行いますということ認めるための基本計画にするのか、そうではなく、基本に戻って本来、法律が定める所の計画行政の立場に戻るという前提で基本計画に戻ることの確認したい。

(会長)

今おっしゃったことは本質的な所で、基本計画のあり方そのものとも関わっているのですが、事務局どうぞ。

(事務局)

これは、後程ご議論いただく中の資料にもございますが、先ほど委員がおっしゃいましたこれからの総合計画が備える条件と致しまして、時代の変化に対応していくということが1点ございます。それと、計画を動かすマネジメントの仕組みの構築ということで、財政面あるいは行革との関係におきまして、できるだけ整合を取って、実現性のある体系を作っていくということは事務局と致しましてもそれを主眼として考えていきたいと思っておりますので、その中でご審議いただきご意見を賜りたいと思っております。

(委員)

非常に行政用語は意味不明な言葉が多いのですが、法律の趣旨に基づいて、その趣旨にのっとって基本計画を作るということでいいですか。

(事務局)

今のところは、地方自治法第2条第4項の規定に基づきました基本構想に基づいて基本計画を作って、それに基づいた施策の展開を行っている所ではございますけれども、ただ今の段階では目標値や指標を定めておりませんし、施策の方向しか書いておりませんので、その辺りは計画の進捗度合を図ることは難しい所ではありますけれども、今回はその点も含めましてご審議いただく中でより具体的な進め方ができる計画にしていきたいと思います。

(委員)

意味がよくわかりません。要するに、10カ年の計画があります、これをより具体化するためには、3カ年の中期計画でいきますよと、それを裏付けする財政計画がありますよと、その財政計画の中には行政改革プランがありますと、そのような形で総合基本計画があると私は理解しています。

(会長)

私も一言よろしいでしょうか。今、委員がご指摘の通り大変大きな変化の中で青写真を作って、それに躰進していくと申しますが、それを完成するために全てが動いていくというのは、私ははっきり言って時代に合わないのではないかと思います。むしろ、それを作ったうえで、どのようにフレキシブルに調整を行っていくのか、これがこれからの都市経営のあり方の真髓ではないかと思います。要するに、これまでは都市を管理してきた、しかし、これから我々は都市を経営していかなければならない。都市の経営というのは、青写真を作ったからと言ってそれに必ず合わせていくというのでは、なかなかできないのではないかと。したがって、当然、法律に基づいた形で、フレームを作っておかなければなりません。その運営については、企業の運営と同じように、やはりまさしくマネジメントをここでやっていくことが重要でないかと思っておりますけれども、そのような理解でよろし

いでしょうか。

(委員)

ひっかかって悪いのですが、実はこんなことがありました。基本計画に全く記載されていないようなことが、例えば、小学校の学校給食がございますが、民間移管の計画が突如出てまいりました。しかも、これは4カ年でいきますという行政計画がポンと出てきた。このようなことがあってはいけないと思う。あるいは市民プールの廃止の問題もありました。これも基本計画には一言も触れていないことです。このようなことがいきなり出てくるというようなことがあったので、そのようなことがあるとこの総合計画審議会の権威にかかわってきますので、はじまりにあたりましてこのようなことを申しました。

もうひとつは、情勢は変わっていくとおっしゃいましたけど、確かに表面的に変わってはきますが、我々がやらなければならないことはそんなに変わらないと思います。やるべき対象、やるべき課題、ただ、それについてどこまでやれるかということはありますね。今おっしゃったように財政の問題色々ありますので、そのことについては、やはり今後10年間しっかり見据えたうえで、そんな不透明なことはないと思います。そのことについては10年後ここまではやろうということは、私は率直に意見を述べたいと思います。

(会長)

そのための会議ですので、皆さまからご意見を伺いたいと思います。今、委員がご指摘になった個別の項目について、これが突然出てきたとか無くなったとか、この中に組み込まれていないというのは、これはなかなか、これから変化の中で漕ぎだそうとしているときには、私は難しいのではないかと思います。やはり、小さな具体的な項目については原課できちんと確認したうえで、ありうることだと、私はお言葉ですが、少しそのように思っている所があります。そうでなければ、変化に対応した経営というのは難しいのではないかと思います。

(委員)

先程、管理から経営とおっしゃって、10年間でどのような流れがあるかわからないと、不透明ですけども、その経営ということが逆に突出しますと、逆に総合計画なりがどういう位置づけになってきたのかが不明になってきたのが今までの流れです。その時の位置づけを土台にしてできるならばいいが、しかしながら、経営の方に走ってしまうと、その辺りを基本計画の中でどのようにとらえていくかが課題だと私は思います。それだけ述べさせていただきます。

(会長)

経営という言葉の定義についてはなかなか難しい所がありますが、私は今、企業と申しましたが、尼崎市が企業になる必要はないですし、それは絶対にダメであると思います。やはり市民の福利厚生・幸福をいかに最大化するかというそういう意味での都市の経営が必要だと思っております。恐らく、同じ思いではないかと思っております。

(委員)

今、会長が「都市を経営していかなければいけない」とおっしゃって、とてもうれしかったです。私が言いたいけれども、遠慮していただけてです。都市は経営していかなければいけないのです。

(委員)

いつの頃からか、都市経営という言葉が大変多用されるようになりました。経営という

言葉そのものが経済学の中で、会社を経営する・企業を経営するなどに使われるのが通常の言葉です。普通、行政というのは行政運営をするというようなことで、先生が最初におっしゃった経営という言葉に違和感を感じます。

それと、この総合計画のあり方なのですが、最上位計画ということに位置付けられますから、途中で市長選挙があろうとなかろうと、市長がどんな公約をしようと、それが最上位計画ということです。尼崎の財政状況が非常に厳しくなってきた背景にもやはり、もちろん尼崎市だけの話ではございませんし、国との関係も非常にありますが、地方分権と言われながら、都市の自立という形で、言葉は綺麗なんですが、自立イコール国は責任を果たしませんよということに聞こえるわけです。だから、地域間格差がどんどん広がってきているという状況で、尼崎市は非常に困難な状況に置かれていると、このような状況も総合的に考えていかなければならないと思います。

また、先ほど自己紹介で生活保護法についての専門の先生がいらっしゃいましたけれども、尼崎市に非常に低所得の方が多く、保護率も非常に高いという状況の中で、目指すべきは何なのかという辺りについては、そう大上段にふりかざす必要もない位に市民の安心の暮らし、安定した暮らし、貧乏をなくしていく、そういう方向で行政を進めていくというのが、本来の姿であると思います。これは、私は「そうでない」という意見は絶対に出てこないと思います。

そこで、何に重点をおいた形で進めていくかということで、長期の10年計画と言われていすけれども、10年という計画がどうなのか、それと市長選挙との関係をどう整理するのかということを変更して、この激動の時代だからその辺も議論をしたいと思っています。

(委員)

まさに「計画のあり方」という議論が既に始まっているのかなと思いますが、少し立ち止まって考えてみると、「あり方」について随分議論が必要であって、中間答申を来年の3月に取りまとめをすることですが、諮問の中に22年度で第2次基本計画が終わるとなっているわけですね。22年度に向けて、第3次基本計画になるのかどうか分かりませんが、10年間の計画を作るかどうか分かりませんが、22年3月以降から、22年4月から、これで果たして間に合うのかという危惧もあるのですが、その辺りはどうでしょうか。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

間に合うかどうかというお話でございましたが、本審議会の方で、基本構想はそのまま第3次基本計画に進むという結論になった場合につきましては、現基本計画の年限が22年度でございますので、23年度から第3次基本計画という形で事務を進めていく必要があります。

(委員)

たぶんまだ、これは入り口で議論に入れなくなっていて、すごく大変だろうとは思っている。議員が改選をするということもありますけれども、スケジュールを見ても4回程度で大丈夫なのかと個人的には思うのですが。

(会長)

事務局の考えはあると思いますが、その議論の中で状況に応じて、皆さんにご判断いた

だき、事務局と相談しながら決定していけばよいのではないかと思います。たたき台がなければ何事も始まりませんので、このような形で事務局側から提案があったと私は理解しております。いかがでしょうか。

(委員)

今の議事で話していいのか、次の議事で話していいのか判断できないのですが、10年計画は確かに長いです。計画に従って進めていくというのは、ひとつの重要な方法ですが、逆にいうと決まったら止められないという問題があります。今回の点検結果の所で、パブコメなど色々な意見が出ていますけれども、概ね妥当といいながら、都市整備の所では、今はそういう状況にございませんとする否定的な記述です。ホテルの所で阪神尼崎駅のところから通路が止まっていますけれども、あれはずっと向こうまで通す計画でしたよね。止まるまでに15年かかっているんですよ。重要なのは、ここで決まった方向があれば、それで前に行くということになると、これは途中でおかしいなと思っても、止まらずに進んでいくという所があると思います。今の経済状況で長期を見通すのは難しいと思うので、一定の短い期間あるいはその期間で見直すというか、常に見直して、本当にまずいなと思った時は足を止めるという勇気も行政側には必要だと思います。

(会長)

私も冒頭で申し上げましたように、プロセスが重要で、決めたから全部やると言うのは恐らく時代に合わないだろうと思いますので、この辺り、あり方専門部会がまた議論してくださいことになるだろうと思います。

(委員)

今、色々な方がおっしゃっていた話は総合計画の存在意義はどうかで、まさにあり方の議論だと思います。そういった意味でいいですよと、あり方に対する結論は今後検討する中で我々委員が対等な立場でそれぞれ意見交換する中で出していけばいいことだと思いますので、ここではあり方の議論をしていくということの異論がなければその確認をして、次に進めていけばいいのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。皆さんよろしいでしょうか。

(各委員了承)

5. 当面の審議会運営について

資料4 審議会のスケジュールに基づき説明

(会長)

進め方のスケジュールについてご提示いただいたのですが、これについてはよろしいでしょうか。

(委員)

スケジュールはスケジュールですけれども、スケジュールに絶対的にしばられて、議論がまとまらないのにまとめることだけが急がされて、尻すぼみの結論になることが往々にしてあります。前段では十分に時間を取るけれども、最後が決められているから、そこまでにどうしても結論を出さないといけないということで一番重要なことが疎かにされる、私は今までそのような審議会の答申を見てきました。これはいったいなんなだという答申。経験上感じておりますので、この一応のスケジュールとしましても場合によっては柔

軟にする、場合によってはこの審議会の総意によって計画時期についても延長する場合もありうるということも確認していただけたらと思います。どうなるか分かりませんが、そのようなことも含んでのスケジュール案であれば結構かと思います。何がなんでもこれでいく、と縛られるのは嫌だと思っております。

(委員)

資料4のこのスケジュールですが、これでいくと部会がどのように設置されるかというのがありますが、今日がどこまでいくかというのがありますが、部会で案を取りまとめ総会で説明されて意見交換し、また部会に返すという形になると思います。先ほどからもかなり意見は出ており、議会選出の方はかなり意見をお持ちなのですが、それ以外の方からのご意見を我々はまだ聞いていないという状況のもとで、とりまとめ案に入ることになるのですよね。フリートークで出したそのようなことも含めてまとめられるのかどうか、そういう時間がない。今日そこまでいけるのかどうか。最初から全部部会に任せてくださいという形になるのかどうか。フリートークの時間が少しあってもよいのではないかと思います。

(会長)

第1回目で、どちらかと言えば、総合計画の役割等々についての議論、特に議員の先生方から積極的にご発言頂いていますが、議員の先生方以外の委員、私も含めて、学校から来ている研究者は自分の専門を持ち、市民の委員は生活者の立場から、あるいは企業のみなさんはその役割としてこれから発言されていくと思います。したがって、今日はややプロフェッショナルの議員の先生方の発言が多かったですが、これ以降中身に入った時点で、おそらく皆様がおっしゃったフリーの形で、たたき台をもとに議論して頂けると、そのように私自身は思っております。どうしても、入り口の所で制度的なことになりますと、プロの方のご発言が多くなるのではないかと思います。そのような私の理解で、議員の先生方以外の委員のみなさんそれでよろしいでしょうか。それぞれの役割の所で積極的なご発言が頂けるということでもよろしいでしょうか。

(委員)

基本的にはこのような審議会とか部会はこのようなスケジュールでいつも行われるのですよね。その委員を受けたという時点で、基本的には積極的に意見は申し上げるということ、私自身はいつも心掛けています。それで、ここでは正式な会議ですけれども、意見表明は受けた段階で内容もわかっているものもありますので、意見表明をする志は持っている、そういう気持ちでいかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。恐らく皆様そのようなお気持ちでご出席いただいていると思っております。そのような方向で議事を運営していきたいと思っております。時期につきましては、状況によってフレキシブルにというご意見がございまして、私もそのように思っております。それでよろしいでしょうか、事務局、委員の皆さま。

(各委員了承)

6. 現総合計画等について

資料5 尼崎市第2次総合計画(概要版) 資料6 尼崎市第2次総合計画、資料6-2 尼崎市基本構想の概要 に基づき説明

資料7 尼崎市総合計画の点検結果等 に基づき説明

資料8 尼崎市の再生と発展をめざして に基づいて説明

(会長)

ありがとうございました。この審議会のバックグラウンドになる総合計画、さらには財政状況についてご説明を頂きました。我々はこれをベースとしていくことになるわけですが、財政計画の詳細について総合計画ではなかなか扱いにくい所もあると思いますが、大きな観点から注意すべき点、これから議論していく上での視点などについてお考えがございましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

先日30日に選挙があり、政権が交代しました。地方分権が重視されるような状況が出てはきておりますが、一方で貧困と格差がとてども広がっていることについて、大きな国民的反撃が今回の選挙に表れたのではないかと思います。国政がこれからどう動いていくのか、またそれに対して地方自治体がどのような状況で国政に対して働きをしていかなければならないのか、という問題が極めて重要になってくると思います。今までの計画でいけば、夢も希望もない、削りしろがない位に削らなければいけない状況に、尼崎市の財政が至っている中で、その中でそれこそ何を計画するのかということになってしまっていて、必要最低限の法定支出すらも賄えないという状況まで至っていると思います。

その中で、この総合計画をどう立てていくのかということになり、果たして我々はこれをベースとして議論していくことが可能なかどうなのか。私は現実として、これをベースとして議論していくことは極めて困難だと思います。この辺りについて、もう少し状況をみるとか、財政的な問題について、この審議会がどう扱ってほしいということで市長が諮問されたのか、事務局の思いも聞かせてください。私はこの国政と変化の中でとまどいを感じています。その辺りの整合性をどう整理すればよいのでしょうか。説明をお願いします。

(委員)

議題になっていないのではないかと。資料8は現状を示す資料として出ただけでしょう。

(会長)

これは皆さん、問題意識としては同じ疑問点をお持ちであるとは思いますが、将来のことは難しいですね。

(委員)

聞きおいても、議論の参考にならない資料になりうるのではないかとこの可能性があるかと私は言いたい。

(会長)

この辺り、ご専門の先生、何か一言コメントを頂けたらと思います。

(委員)

大変厳しいのではないかと、財政データを見ればそれは明らかで、ここにおられる皆さん共通して思っているんじゃないかなと思います。しかしながら、他方でこんなに厳しくても削りしろもないような状況で、具体的にどのような市政運営を行っていくのか、見取り図は欲しいと思われるのではないかなと思います。つまり、厳しいからやめたというのも一つの考え方ではあるが、まちをやめるということはできない。会社じゃありませんし。厳しい中で、では、何を削るかではないのです。この中で何を行っていくのか、そして、そのた

めにはどう歳入を増やしていくか、打ち出の小槌ではないので、そのようなことを行っていく施策で何かを考えていく、手がかりを皆さんで議論する。もちろん、暗中模索で動く、その場その場で対応して脊髄反射のように動くのも一つの考え方ですが、そうではなく、詳細図は書けないにしても、何か見取り図が欲しいことだと思います。もちろん、夢もなかなか語れないにしても、それでも何かを出さなければいけない、ただ、そのレベルでこの資料8は無駄とは言えないと思います。

(会長)

これは現実を示されたにすぎませんので、この審議会では2人の委員がご指摘のように、ここからどのように展望を開くのか、その議論を皆さんにさせていただきたいと私自身は認識しております。恐らく、表現の仕方はともかくとして、問題意識は共通ではないかと私は認識しております。もし、事務局より何かございましたら、簡単にお願ひ致します。

(事務局)

現在取り組んでおります市の状況を、実態を持って、事務局の考え方に代えさせていただきたいと思いますが、先ほどお配り致しました「尼崎市の再生と発展をめざして」というピンクの冊子の中で、先ほど課長がご説明申しあげましたように、今私どもの行財政改革を進めておりまして、何をしているのか、どの方向を向いているのかということでございますが、申し上げましたようにレベル3を目指しておりまして、このレベル3が我々から言わせれば自然の行政経営と申しますか、行政運営と申しますか、そのようなものを示すものと理解しています。実質的な収支均衡の確保が図られるということで、みかけだけの収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入にみあった歳出の規模となっております、このようなことを目指しております。

この姿を目指すために、これ以上削るようなものがないとのご発言もありましたが、これをめざして健全な財政運営を行うために精力的な取組を行っているということでございまして、今の尼崎市の財政規模は、一般財政の規模の体力を申し上げますと、約1,000億～約1,050億は見込めるのではないかと思います。その中で進めていく姿を模索していくといえますか、これをもとに審議会でご検討いただく形を我々は望んでおります。本日お渡しした資料につきましては、現状を把握頂く目的で用意させていただいたものでございます。その点をご理解いただきたいと思います。

(会長)

この辺りはまず、恐らく事務局が、総合計画のあり方そのものについて皆さんにご議論いただこうと思っていることと深く関わっていると思います。次の議題7であり方について事務局にたたき台を作って頂いているので、事務局よりお願いします。

7. 次期総合計画について

資料9 総合計画のあり方について(骨子イメージ) に基づいて説明

(会長)

ありがとうございます。イメージということで、まさしく我々が議論する骨の部分を整理していただいたと言うことで、この辺りを参考にしながら我々として尼崎市の将来について議論していくことだと思います。恐らく、この辺りは他の都市でも共通している部分は多いと思います。色々な所で現場に入られ、また計画づくりもされている委員もいらっしゃると思いますので、何かコメントをお願いできればありがたいのですが。

(委員)

コメントについてはこれからこの審議会で検討していく中身ですので、また、追々私の方もデータ等を調べてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、私は今、箕面市であるとか、あるいは少し前でしたら兵庫県宝塚市、三田市、三木市などの総合計画の策定等に関わらせていただいておりますけれども、それぞれの時期に応じて色々な形で、悩みと申しますか、課題が出てきていて、特に5年前辺りから計画の実行性の担保のために点検評価していくという形できちんと数値目標を出していこうと、それに基づいてPDCAサイクル、プラン、ドゥ、チェック、アクション、こういうものをきちんとしていこうという動きがかなり強くなっています。

その中で、尼崎市の議論とも関係しますけれども、行財政計画との整合性をきちんとつけていかないとプラン通りにいかない、要するに着手はできているけれども達成はできていないとか凍結しているとか、そのようなことばかりになっていく。現在、箕面市でまさに総合計画の案を作って審議会にかけ前段の委員会を市民参加で行っているが、その中で計画は作るが、実施計画は1年単位で作っている。毎年、一応、数値目標は決めるが、それに基づいてどれだけできたかを点検しながらローリングして、フレキシブルにやっっていかなざるをえないのではないかと、そのような方針で総合計画を着実に実行していかないかということを探している所です。

ただ、そのような作り方をしていますと先程「夢」という話がありましたけれども、箕面市は今基本構想から作りなおしをしています、やはり基本構想レベルになりますと、少し遠い先をみながら市民の皆さんも「こんなまちにしたい」という夢と言いますか、ビジョンを入れて作っていきますので、色々こんなこともしたいあんなこともしたいというメニューが出てきます。それを実際基本計画という所で、今実施できるかどうか、市の政策、あるいは行財政を振りかけながらチェックしていきますと、どんどん夢が無くなっていく。できてきたものをみると「こんなまちにしかならないのか」という現実があり、そこをどう打開していくのかが一番の悩みになってきている。尼崎市も同様になってくるのか、あるいは「夢」をどれだけ取り込んでいけるのか、そのあたりが課題になってくると思います。そのような形で動いている所が多いのかなと思います。

それから、途中で出てきました市長選挙にあわせて時期を見直していくのかという辺りも議論すべきかとは思っておりますが、今、堺の方でもかかわりを持っているのですが、堺は現在の基本構想・基本計画の途中で今の市長になり、新しいルネッサンスプランという基本構想にあたるようなものを出してきて、それに基づいて施策を組み換えながら行おうとしている。それに基づいて、各区で市民参加型で、各区の総合計画にあたるような区民まちづくり計画を作っている。それは、現在の市長のプランを上位計画として合わせてほしいという方向で進んできていて、もともとある基本計画が形骸化し、少しずつ出てきてしまっていますので、そうなってくると、市の最上位計画とは何なのかということになってしまうので、やはりその辺も柔軟に考えながら、総合計画とはこうあるべきだという所の役割を果たせるような仕組みというか、あり方が見えたりするとよいのかなと思っております。

(会長)

ありがとうございます。これに関しましては、皆さん一言おありだと思っておりますが、せっかくでございますので、私の勝手に申し訳ないのですが、市民委員のみなさんはいかがで

しょうか。突然で申し訳ありませんが、せっかくですので。

(委員)

何についてお話をすればいいのかわかっていないのですが、お話いただいた「あり方」についての所で、自分が感じた所をそのまま申し上げようかと思えます。計画に当たって、非常に素朴な問いだと思うのですが、行政の役割がきちんと記載されている必要があると。まちを作っていく大きな計画の中で全部を行政が担うわけではないと思うのですが、その中で行政が最低限何をすべきかという所を明確にする必要があるというようなことをおっしゃっていたのだと思うのですが、文字としてはなかったのを見た方がいいなと思いました。ただ、その時に行政が縮小せざるを得ないと思いますが、誰がいったいどう担っていくのかということについても、大まかな見取り図を示されていくべきでしょうし、その担っていく時に何らかの側面支援がどうあるべきなのかという所は、今まで以上に明確に記されていかなければ、「市民におまかせします」と言われても、市民も「そうは言われても」というやりとりになってしまうと思います。そういう意味では、直接執行の部分から間接执行的な部分までの記述なり記載なり計画なりが膨らんでいくべきなのかな、とっておりますし、議論がある所だと思しますので、役割論みたいな所はあるのかなと思しました。

総合計画が備えるべき要件という所ですが、先ほどのお話の中で何度か出てきましたけれども、計画においてどれだけ市民参加を考えるかという所は論点になる。私も当然市民公募委員として参加しているわけですし、懇話会もあるわけですから、そこで市民の参加もあるわけですが、そこに参加できない、あるいは席の関係でされておられない方もいらっしゃると思いますが、そのような方の意見をどう扱うのか、あるいはその辺は付託を受けているということにするのか、そのような所は論点として考えるべきかと思えます。計画に関しては、何をどこまで書くのかは非常に難しいというのが率直な感想として思っておりますので、議論の中で見えていけばなと思っております。

(委員)

市民の立場として、また企業に勤める従業員としてご意見させていただきたいと思えます。市民としてもっと協力したいと思っている方もいらっしゃると思うのですが、もっともっと市だけでなく市民、地域の協力はできると思えます。ただやはり、この財政の部分を見せられてしまうと、どうしようと思うのですが、やはり収入を増やす方も総合計画の中では考えられるのではないかなと思えます。

私もですが、中堅ファミリー世帯というのが尼崎はかなり流出していますので、その部分の問題で、共働きでありますとか、少子高齢化のこともありますけれども、子どもを育てながら仕事ができる環境というものをもっともっと考えることで、財政も良くなるであろうし、地域の参加というのはもっとできるのではないかなと思えます。難しいとは思いますが、夢があるからこそ進んでいくことができますので、お金のことを無視するわけではないですが、ここで未来がある尼崎というものについてしっかり話ができたらと思えます。

また、先ほど箕面市のお話がありました、PDCAサイクルについて、私どもの企業でもそうなのですが、中長期計画はもちろんあるのですが、フレキシブルに、中長期の前にPDCAをしっかり見据えてチェック機能を設けて、もしそこで問題があるようなら改善をするようにすれば、かなり進められるのではないかなと思しますので、これからこちら

に参加して、大きな夢と目標を持って進んで現実になればなと思っております。

(委員)

数字を見ていると、最初に夢が沢山あったがだんだんしぼんでいきそうだとおっしゃいますけど、そうではなく「どうすればできるか」ということを考えて工夫しましょう。どうしても収入を増やす方法を考えなければいけないし、世界中の人が「尼崎は素敵だ」と、みんなが尼崎に憧れるようなまちにしたいと強く思っています。

(委員)

今日は委員の皆さんのお話をうかがっておりまして、なるほどという点も多いのですが、ただ、私は尼崎市民としてこの審議会に参加させていただいているのは、財政の問題もわかりますが、住民としては尼崎が将来どちらの方向を向いているのか、例えば、船に乗った気持ちで乗った船がどこへ向いているのかが分からない、そのような心配の中で尼崎市に住み続けることは非常に難しい。住んでいて非常に苦しい点はある。それはそれなりに、この市がどちらを向いているのか、将来的にどのようなになっているのかが分かれば、私は我慢できると思います。

ここにいる委員のみなさんで議論したいのは、現実を見据えて、実現可能なことうんぬんではなく、これから5年10年先、尼崎はどちらに向いていこうとしているのか、その指針を示すような基本計画をつくりたいと思っています。計画を作ったからと言って、それに縛られることもなく、フレキシブルに対応できるような内容の計画を作ればいいのではないかと感じます。

(委員)

市民懇話会では、先ほど事務局より話のありました総合計画、それから他の計画と色々点検してきましたが、その印象としては非常によくできているなということでしたが、期間が34年というのは長いと感じました。私が現役の時は経営者の端っこにいましたが、最初は長期計画で10年計画、中期計画で5年、短期で3年、年度ごとの計画というように行ってきましたが、終わりごろには7年になり5年になりました。しかも、社会経済や技術の発展からみたら、現在は家電製品で携帯電話をでは3カ月で変わっている。だからこの計画も長くて5年ではないでしょうか。その中で、実践計画は1年で実践して見直すことは必要だとも思います。

あまり構想などでがんじがらめになってしまうといけないので、余裕ある構想で。例えばイメージとして、尼崎市は46万人の住民がいるが、どちらかといえば、面積当たりの人口が非常に多いと思う。と言うことは、尼崎の資源は人であると思う。人ということについては、各地域で人づくり・まちづくりということが非常に盛んに言われていますが、まちを運営するのは人であると同時に、人材であると思うので、人材のまちづくり、そして人材をつくるのに後継者づくりのテクニックが必要であると思う。それが折り込めるような構想にしていければなと思っております。

(会長)

最後の話は、中身の話が出てきているのですが、事務局の資料はまさしくスケルトンをご提示いただいた訳ですけれども、先ほど、市民のみなさんからご意見をいただいたように、これに肉付けをしていかなければなりません。この会議の冒頭で専門部会の提案がありましたので、この辺りで事務局より原案をご説明願います。

資料 10 「総合計画のあり方」検討の進め方（案） に基づいて説明

（会長）

専門部会につきましては、冒頭、質問ができましたが、中身はこれからですが、設置そのものはよろしいでしょうか。

（条例第 6 条に基づき会長から部会員 6 名とそこから部会長を指名。）

このような原案にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

こちらの都合で事前に説明を聞いていなく申し訳ないのですが、このように分かれるのは最初から決まっていたことでしょうか。

（会長）

部会に分かれるのではなく、ここに出して頂く原案を事務局が作るのではなく、専門家の集団で、専門の領域からまず議論して頂いてからここに出していただくためで、分かれるわけではありません。

（委員）

分かれるわけではない。それでは、専門部会はどのような形になるのですか。

（会長）

現時点でいくつかに分かれるのではなく、今申し上げたこの 6 名の委員が集まって総合計画審議会総会に出す資料を議論していただく。そういう役割です。

（委員）

先程、どなたかがおっしゃった基礎自治体の役目が何か抜けているような気がしています。どこかに書かれていましたね。基礎自治体として自立のまちづくりとか、基礎自治体という言葉が使われていますね。それから行政主導型ではなくてとか。それでは本当の行政は何をするのですか。そこの基盤を謳っていないと、例えばナショナルミニマムなどおっしゃっていましたが、そういうところを議論すべきだと思う。今おっしゃっていた部会の中でこれは議論されるのでしょうか。私は是非ともしていただきたいと思います。

（会長）

今ご発言頂きました辺りも議論いただくことになろうかと思われまます。

（委員）

専門部会で原案を作成していただくのはよいが、その際に今、市民委員からもお話がありました。今回の総合基本計画は市民参加という重い課題があると思います。市民参加について、どう展開するのかをぜひ原案の中に書き示してほしいということが 1 つ。

基礎自治体の話ができましたが、住民の基礎的自治組織について、私たちの悪い所は常に「多様な主体」と言う所。「多様な主体」というのは意味不明の言葉です。主体というのは、基礎的自治組織はどこなんだといえ、私たち尼崎市にはない。どこをもって、何ををもって、基礎的自治組織というのか、地域の再生、住民組織の再生と言ったときに、何を再生するのか、ということについて、今まで基本計画にもなかった。私は当たり前だと思ったが、それが当たり前ではなく、常に「多様な主体」ということで曖昧にされることが私は一番大きな問題だと思っています。

したがって、協働のまちづくりの展開においては、そのことが問われてくると思います。資金の問題は色々ありました。例えばこれは高知市の事例ですが、100 万円未満で「いきいき百歳体操」というものが展開されていました。もうすでに 6 千人を超える組織ができ

ておりまして、大変大きな成果が上がっているようです。介護保険料の低下を進めるとか、国民健康保険を下げるとか、そのようなことを目的とした「いきいき百歳体操」が行われておりますが、そのようなことを含めて、財政にとらわれず多角的な検討をするべきである。そのためには、基礎的自治組織とはなんであるのかということについて、明確な意見一致が必要でないかと思っております。そのようなことも原案のなかに含めて頂ければありがたいと思います。

(会長)

この辺りも、色々な所でご経験なり知識をお持ちの委員が入っておられますので、議論されることであると思っております。

(委員)

色々な分野で専門の案を作っていただくのは良いのですが、この計画や点検の中でも、当初想定していなかった別の形のものが尼崎市政の中にはあらわれています。例えば、2年前に市役所の中でストライキが起きました。一方でそのようなことが進んでいる。総合計画そのものはまちのかたち、将来像、市民の夢のあるものを目指していく、もちろんそうですが、一方で前の計画に示されていない事象が進んでいるということですね。

これは市の責任ではなく、国全体の問題でもあると思っておりますが、生活保護率がどんどん上がっています。今まで年金で食べて来れた人も食べられなくなり、生保にいかざるを得ない人が増えている。このような社会問題が尼崎でも表れている部分がある。個別の問題になるかもしれませんが、頑張っている市民を応援するのは当然だろうけれども、頑張りきれない市民の人たちについてどうなのかという観点は、当時想定されていなかったものだと思いますし、考え方として経営再建プログラムが出された時にそれまでの総合計画で考えていなかった、いわゆる競争原理というものが入ってきたんですが、このことについての総括は、今度の点検結果の中にはないのですよね。基本計画の中にはありませんでしたから。そのようなことも含めて議論する必要があると思っております。

(会長)

ありがとうございます。今のご指摘も今後議論いただければと思います。

(委員)

それぞれ学識の先生方、それぞれ専門なんですけれども、是非、社会福祉関係の専門の先生、生活保護行政の専門であると先程お聞きしましたし、子ども保育の先生もいらっしゃると、環境とか情報とか色々ありますけれども、自治体の中で一番大切な人の命だとか未来に関わる分野を積極的に活かしていただける方を是非入れていただきたい。追加して頂くことはできないのでしょうか。

(会長)

このメンバーはあくまで原案で固定したものでないと思っておりますので、委員ご指摘のような形で、ご参画いただくというようなことで、この辺りは事務局の方で皆さんの議論を踏まえた上で、各専門のみなさんに参画して頂くということではいかがでしょうか。具体的にお名前の出た先生もいらっしゃいますし、そのようなことでよろしいでしょうか。

(事務局)

異論はございません。

(会長)

福祉のご専門の視点からいかがですか。

(委員)

今このようなお金のない中で、練りに練って案を作ることは非常に意義のあることだと思います。こちらの資料9の「2」の「(3)今後のまちづくりにおいて重視する視点」の中で、自助・共助機能の向上のための考え方を整理するというものがありますが、自助と共助を強調した策定をせざるをえないというのが非常に苦しい所です。地方分権の流れとしては、社会福祉法法制関係は全て分権に移行するとなっています。お金は出さないけれども、口も何も出さないけど、何もしないけれども、自治体は頑張れということです。この中で一番大事なことは、策定計画の中で、抽象的であるけれども幅をもたせて網掛けができるような文言を残しておくということ。そして、専門部会で分かれることによって、細かいニーズを出すことができますので、こういった所で専門部会の役割というものも必要だと思います。色々な専門的な意見とニーズを拾い上げることができると思っています。

(会長)

ありがとうございました。このような点も含め、専門部会で議論していただくということになると思います。

司会進行の悪さで随分遅くなり申し訳ございませんでした。次回の総会は部会をまず開催して、事前整理を行った上での開催ということになります。本日の議論を踏まえて整理すべきこと、次回の総会までに事務局で整理していただきたいと思っています。司会のまずさで発言頂けなかった委員が沢山いらっしゃいます。是非とも事務局の方に色々ご提案なりをお申し付けくださればと思います。よろしく願いいたします。では、事務局にお返しいたします。

8. その他

(事務局)

福祉、教育等の細かい施策等につきましては、あり方部会ではなく、今後、計画の策定の際に部会に委員の皆さまに入っていただき、議論していただくこととなります。

次回の審議会日程につきまして、ご多忙とは存じますが、日程調整票を入れております。本日ご記入いただけるようでしたら事務局にお渡しいただき、後日の場合はFAXかメールでお送りいただければと思います。

(会長)

日程調整については、皆さまお忙しいなかで、土曜日や夕方以降ということもあり得ると思いますので、ご容赦いただきたいと思っています。

本日は第1回目にもかかわらず、熱心なご討議をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

9. 閉会

以上